

オーナー様からのQ&A特集

Q.1 年間売上1000万円以下の免税事業者ですが、月極利用者（課税事業者となる方）から仕入税額控除の為、適格請求書を求められる可能性があるのですが、応じるべきでしょうか？

A ①減額交渉される可能性がある年額消費税額を計算する。
②簡易課税事業者になった時の納付消費税額を計算する。

①②を踏まえ免税事業者で消費税を値下げするのか、課税事業者として適格請求書を発行するのか等を検討する必要があります。



Q.2 振込していただいている契約者に対して、領収書の発行が必要になりますか？

A いいえ。必要ありません。覚書内に登録番号を記載していれば問題ないです。

Q.3 昔から契約している方へ契約書のまき直しは必要ですか？

A いいえ。必要ありません。覚書で対応可能となります。



インボイスセミナー開催時の様子は
公式YouTubeチャンネルで!!

【動画配信中】



よろしければ、
ぜひYouTube動画を
ご覧くださいませ!!!